

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業
最新情報便 Vol.6

新型コロナウイルス感染症に係る
武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の
基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）
計2枚（本紙を除く）

令和2年4月10日

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課

問合せ先

地域包括ケア係総合事業担当

電話 042-590-1233

FAX 042-562-3966

メール kourei-4@city.musashimurayama.lg.jp

事 務 連 絡
令和2年4月13日

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業所の管理者 殿

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業
の基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）

新型コロナウイルス感染症に係る武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の基準等の臨時的な取扱いについて（周知）」（令和2年3月30日付け当職事務連絡）でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」を送付しますので、遺漏なくお取り扱いください。よろしくお願いいたします。

問合せ先
健康福祉部高齢福祉課地域包括ケア係
電話 042-590-1233
メール kourei-4@city.musashimurayama.lg.jp

問1 当事業所は武蔵村山市において総合事業のほか、地域密着型事業も行っている。
その場合、本事務連絡の効力は地域密着型サービスにも及ぶか。

(答)

本事務連絡の効力は総合事業に関する内容であるため、地域密着型サービスには及びません。

なお、地域密着型サービスについては、原則として国事務連絡の内容が適用されるものと考えられますが、その他の事項については当課（介護認定給付係）にお問い合わせください。

問2 新型コロナウイルスが感染拡大する中、総合事業の第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）におけるサービス担当者会議については、どのような取扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能です。この場合、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応である旨記録してください。

なお、利用者の心身の状態に大きな変更が見られない等、第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要です。

問3 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業所が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業期間分を日割りすることが可能か。

(答)

日割り計算を行うことが可能な取扱いとします。

※令和2年4月10日追加分

問4 問3において、「総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業所が休業を行った場合」とあるが、新型コロナウイルス感染症対策の目的として、サービスの縮小を含む自粛を行った場合についても、月額報酬となっているサービス費について、自粛期間分を日割りすることが可能か。

(答)

新型コロナウイルス感染症対策の目的として、サービスの自粛を行った場合についても、日割り計算を行うことが可能な取扱いとしますが、利用者に対して過度な負担が生じないように、懇切丁寧な説明をお願いします。

なお、その場合には事業所のサービス提供記録に新型コロナウイルス感染症対策の

ために講じた措置であり、利用者に対し説明の上、同意を得た旨を記録し、併せて当該利用者を担当する地域包括支援センターに対して御連絡をお願いします。また、当該感染症の流行が終息し、サービスを従前の内容に変更した際には、その旨も記録し、当該利用者を担当する地域包括支援センターに対して御連絡をお願いします。

< 関連質問 問5 >

※令和2年4月10日追加分

問5 介護予防サービス・支援計画書に週3回の訪問型サービスを位置付けている利用者について、新型コロナウイルス感染症対策の目的として、利用者等に説明し同意を得た上で、週2回のサービスに回数を変更したい。

この場合、当該計画書及び訪問介護計画書を変更し、文書同意を得る必要があるか。

(答)

利用者の心身の状態像に変化がない場合であって、利用者に対し訪問回数を減ずる旨及びその理由を懇切丁寧に説明し、同意を得た上であれば介護予防サービス・支援計画書及び訪問介護計画書の軽微な変更として取り扱って差し支えありません。

なお、その場合には支援経過記録（地域包括支援センター）及びサービス提供記録（訪問サービス事業所）に、新型コロナウイルス感染症対策のため講じた措置であり、利用者に対し事前に説明の上、同意を得た旨を記録してください。また、当該感染症の流行が終息し、サービスを従前の内容に変更した際には、その旨も記録してください。

※令和2年4月10日追加分

問6 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所型サービス事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、第1号介護予防支援の業務や当該計画の変更については、どのような対応が可能か。

(答)

通所サービス事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービスの提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合において、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施を不要として差し支えありません。

また、これらの変更を行った場合には、本来であれば介護予防サービス・支援計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となりますが、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年4月10日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室外連名事務連絡）記載

の問1の回答内容にかかわらず、この場合についても本事務連絡問5の回答と同様に、支援経過記録（地域包括支援センター）及びサービス提供記録（通所サービス事業所）に、新型コロナウイルス感染症対策のため講じた措置であり、利用者に対し事前に説明の上、同意を得た旨を記録してください。また、当該感染症の流行が終息し、サービスを従前の内容に変更した際には、その旨も記録してください。